

綾瀬市先端設備等導入計画に係る認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第49条の規定により作成した導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画に係る認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請対象者)

第2条 申請対象者は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項の規定に基づく中小事業者のうち、平成30年6月29日以降に市内で事業を営む者
- (2) 納期限の到来した市税を完納している者
- (3) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当しない者

(申請の方法)

第3条 法第52条第1項の規定に基づき先端設備等導入計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）の定める書類に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税納税証明書（非課税の団体は除く。）
- (2) 反社会的勢力に係る誓約書（第1号様式）
- (3) 役員等一覧表（第2号様式）
- (4) その他市長が必要とする書類

(認定の通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは内容を審査し、その認定の可否を決定し、その旨を当該企業に綾瀬市先端設備等導入計画に係る認定決定通知書（第3号様式）又は綾瀬市先端設備等導入計画に係る不認定決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(変更の認定申請)

第5条 法第53条第1項の規定に基づき先端設備等導入計画の変更認定を受けようとする者は、施行規則の定める様式を市長に提出しなければならない。

(変更認定の通知)

第6条 市長は、前項の規定による変更に係る申請書の提出があったときは内容を審査し、その認定の可否を決定し、その旨を当該企業に綾瀬市先端設備等導入計画の変更に係る認定決定通知書（第5号様式）又は綾瀬市先端設備等導入計画の変更に係る不認定決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、法第53条第3項に基づき認定の決定を取り消すことができる。

(認定の取消し通知)

第8条 市長は、法第53条第3項に基づき認定の決定を取り消した場合は綾瀬市先端設備等導入計画に係る認定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(管理)

第9条 補助金の交付を受けた者は、この認定対象となった設備等について、法定耐用年数の期間中、適正に管理、報告しなければならない。

(現地調査)

第10条 市長は、認定対象となった設備の利用状況等を確認するため、現地調査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和3年10月22日から施行し、令和3年6月16日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和5年6月30日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所在地
事業所名
代表者職・氏名
電話番号（ ）
担当者所属・氏名

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に規定（以下「反社会的勢力」という。）する事実、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与している事実、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実などは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴様に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を把握・確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

以上

第2号様式（第3条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名（フリガナ）	生年月日	性別	住所

※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。監査役も記入してください。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。

個人の場合については、個人事業主を記入してください。

※ 同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。

〈代表者の同意〉

綾瀬市暴力団排除条例第8条に基づく排除措置の対象となるか否かについて確認するため、この名簿に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、記載された全ての者は、この名簿によって、綾瀬市暴力団排除条例第8条に基づく排除措置の対象となるか否かについて神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

所 在 地
 商号又は名称
 代表者役職名
 代表者氏名

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

綾瀬市先端設備等導入計画に係る認定決定通知書

様

綾瀬市長



年 月 日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第52条第4項の規定に基づき認定する。

第4号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

綾瀬市先端設備等導入計画に係る不認定決定通知書

様

綾瀬市長



年 月 日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、次の理由により不認定とする。

- ・不認定の理由

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

綾瀬市先端設備等導入計画の変更に係る認定決定通知書

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第53条第5項において準用する同法第52条第4項の規定に基づき認定する。

第6号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

綾瀬市先端設備等導入計画の変更に係る不認定決定通知書

様

綾瀬市長



年 月 日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、次の理由により不認定とする。

- ・不認定の理由

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

綾瀬市先端設備等導入計画に係る認定取消通知書

様

綾瀬市長



年 月 日付けで認定をした先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第53条第3項の規定に基づき認定を取り消す。

・認定を取消す理由